

# 中古農機具紹介事業実施要領

平成 24 年 12 月 14 日

## 1. 目 的

茨城県みなみ農業共済組合（以下「組合」という。）は、農業・農村の支援に関する事業として、「中古農機具紹介事業」を展開し、組合員相互のニーズに応える情報を提供し、農家・地域から喜ばれる活動を通して、組合員との接点を強化し、農機具共済の引受拡大及び農家補填の充実を図る。

## 2. 仕 組 み

中古農機具の有効活用を促進するため、「4. 情報提供」により紹介し、組合員（売り手・買い手）相互の交渉の場を設定する。但し、組合は交渉内容に係る全てについて関与しない。

組合は、紹介のみを目的とすることから、一切の費用・手数料等は発生しない。但し、紹介する条件として交渉が成立した農機具（トラクター・自脱型コンバイン・普通コンバイン）については、原則として NOSAI の農機具共済に加入するものとする。

## 3. 対 象 者

組合の組合員とする。

## 4. 情報提供

「個人情報保護に関する法律」を遵守し必要な情報の提供を行う。

### 【売り手】

売りたい機種がある場合は、電話連絡等により組合で受付し、下記の方法により情報提供を行う。（提出書類【様式1】）

- ①組合広報紙に「売りたい機種の写真・金額等」を掲載する。
- ②組合ホームページに「売りたい機種の写真・金額等」を掲載する。

### 【買い手】

買いたい機種がある場合は、電話連絡等により組合で受付し、下記の方法により紹介する。（提出書類【様式2】）

- ①売り手の住所・氏名・電話番号を連絡する。
- ②一機種に希望者が多数の場合は、受付順に紹介する。

## 5. 茨城県内の農業共済組合等との情報交換

売り手から依頼された機種については、他組合へも情報の提供が出来るものとする。又、他組合からの紹介によるものは、下記の方法により情報提供を行う。

- ①組合ホームページに「売りたい機種の写真・金額等」を掲載する。

## 6. 事業開始日

平成 25 年 4 月 1 日

## 附 則

この要領の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。